

3 申告会場に行く前に

来場するときのお願い

- ▶ 発熱や咳などの症状がある場合や体調が優れない場合は後日にする。
- ▶ 会場では常にマスクを着用し、出入口で手指消毒を行う。
- ▶ 申告する人は1人で来場する。
- ※ 介助を要する場合も、3密回避のため、必要最小限の人数でお越しください。
- ▶ 換気を行うため、体温調節のできる服装で来場する。

自宅から e-Tax の利用を

スマートフォンやパソコンを使って、自宅から簡単に申告ができます。ぜひチャレンジを。

- ① 国税庁ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)へアクセス
- ② 案内に従って申告書を作成
 - ※ 税額などが自動計算されます。
- ③ 申告書を提出
 - ※ e-Taxで送信するか、印刷して郵送できます。



4 申告に必要なもの

CHECK

- 認め印 (朱肉を使うもの)
- 税務署からのお知らせはがき (送付されている人だけ)
- 給与や年金の令和2年分の源泉徴収票
- 営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書
 - ※ 収入、経費を必ず集計してください。
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- 医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)を受ける人は、明細書が必要です。
 - ※ 詳しくは右記「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。
- 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
 - ※ 所得税などが還付される場合に必要です。
- 申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの
- 申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)

医療費控除を受ける人へ

令和2年分確定申告から、領収書の提示・提出ではなく、必ず「医療費控除の明細書」が必要です。

▶ 申告に必要なもの

- 「医療費控除の明細書」か「セルフメディケーション税制の明細書」
- ※ 明細書は、町ホームページからダウンロードするか1階総合案内にあります。あらかじめ控除額の集計をお願いします。
- ※ 領収書は、明細内容確認のため5年間保存してください。
- ※ 医療費控除とセルフメディケーション控除は、同時に受けられません。

営業、農業、不動産所得がある人へ

▶ 申告に必要なもの

- 「収支内訳書」
- ※ 収支内訳書は、町ホームページからダウンロードするか1階総合案内にあります。あらかじめ収入、経費の集計をお願いします。

松山税務署での確定申告相談

- ▶ 期間 所得税など 2月16日(火)～3月15日(月)
消費税・地方消費税 ～3月31日(木)
- ※ (土)・(日)・(祝)を除く。ただし2月21日(日)、28日(日)は実施
- ▶ 時間 9時～17時(受け付け 8時30分～16時)

- ▶ 場所 松山税務署(松山市若草町4番地3)
- ▶ 内容 左記「期間」にある税金の申告書類などの作成
- ▶ 持参品 上記「申告に必要なもの」
- ※ 混雑緩和のため、入場整理券が必要です。当日会場で配布するほか、LINEを使ったオンライン事前発行ができます。詳細は国税庁HP(右のQRコード)で確認を。



税の申告をしよう

2月16日(火)～3月15日(月)

問 町県民税について
税務課町民税係 ☎ 985-4110
FAX 985-4148

所得税について
松山税務署 ☎ 941-9121

1 申告はお忘れなく

町民税・県民税の申告が必要な人

- ▶ 所得税の確定申告をしていない人で、令和3年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に給与か公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、パート、一時金、個人年金など)があった人
- ▶ 収入がなく、扶養されていない人が町外の親族に扶養されている人

確定申告が必要な人

- ▶ 営業、農業、不動産などの収入がある人、土地や建物を買った人などで、所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ▶ 給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上の事業所からもらっている人
- ▶ 年金の収入金額が400万円を超える人が年金以外の所得が20万円を超える人
- ▶ 給与収入が2千万円を超える人

持続化給付金や家賃支援給付金も申告が必要です

持続化給付金や家賃支援給付金などは課税所得ですので注意してください。
詳しくは、国税庁ホームページ(右のQRコード)で確認を。



申告の必要がなくても…

- 追加する各種所得控除のある人は、申告をすると町県民税が減額される場合があります。
- また、次のような人は、申告をすると源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。
- ▶ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ▶ 年末調整を受けていない人
- ▶ 医療費控除や寄附金控除を受ける人 など
- ※ 還付申告は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めた申告が必要です。

2 申告日程・会場

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、変更になる場合があります。

役場申告会場

- ▶ 日時 2月16日(火)～3月15日(月) (土)・(日)・(祝)は除く
9時～11時30分、13時～16時
- ▶ 場所 役場2階大会議室

- ※ 役場正面玄関は7時30分に開きます。
- ※ 混雑状況によっては午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

▶ 次の申告は税務署でしてください

- ・分離課税の土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
- ・分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
- ・分離課税の先物取引に係る雑所得など
- ・分離課税の山林所得・退職所得 ・青色申告
- ・雑損控除申告 ・亡くなった人の申告(準確定申告)

出張申告会場(各地区の公民館・集会所)

期間	9時～11時30分	13時～16時
2/24 (火)	大 溝	徳 丸
25 (水)	永 田	中川原
26 (金)	横 田	神 崎
3/1 (月)	東古泉	出 作
2 (火)	北川原	鶴 吉
3 (水)	恵久美	西古泉
4 (木)	塩 屋	上高柳
5 (金)	南黒田	昌農内
8 (月)	新 立	西高柳
9 (火)	本 村	大 間
10 (水)	宗意原	北黒田
11 (木)	筒 井	—

※ 各申告会場で、マイナンバーカードの出張申請サポートを行います。詳しくは、15ページ下段をご覧ください。